



2月17日(月)から生涯学習まちづくりセンターで 税の申告が始まります

所得税(国税)や市県民税(地方税)は、個人が前年中に得た所得に対して課税されます。所得税の確定申告は西脇税務署で、市県民税の申告は生涯学習まちづくりセンターで、2月17日(月)から3月17日(月)までの期間に受け付けます。申告に必要な書類をあらかじめご準備のうえ、早めにお済ませください。

◆問合せ 税務課 課税担当 (市役所内線242・243・379)

市県民税申告書を送付

昨年、市県民税申告書を出された方には事前に送付します。3月17日(月)までに相談会場へ提出してください。なお、申告書が必要な方は税務課までご連絡ください。市県民税申告書、申告の手引、農業用収支計算の手引および医療費控除の明細書の様式は市ホームページからもダウンロードできます。

収入がなくても、国民健康保険税、所得証明書などの基礎資料として申告が必要になる場合があります。
休日申告相談(市県民税)
◆実施日 3月2日(日)
※西脇税務署は土日・祝日は閉庁しています。
自書申告のお願い
医療費の計算や農業等の収入内訳書は事前に作成しお越しください。作成されていないと受付順が替わる場合があります。

◆相談会場 生涯学習まちづくりセンター1階

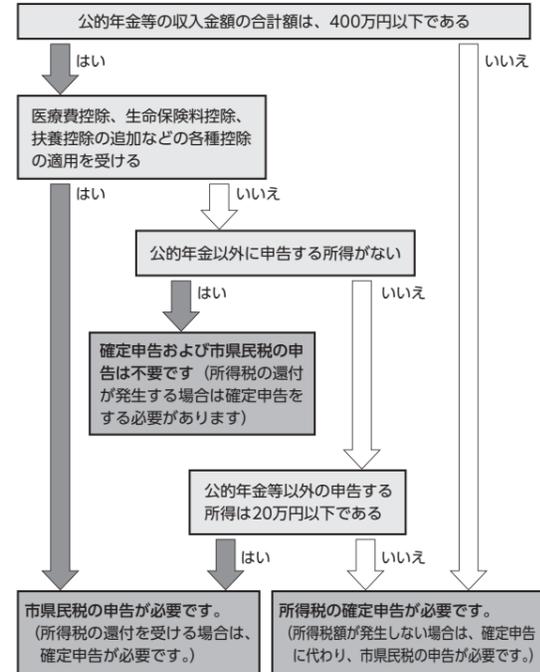
◆その他 所得税の確定申告は西脇税務署で

市県民税の相談日程

月 日		相談対象地区
2月	17日(月)~18日(火)	西脇地区
	19日(水)~21日(金)	黒田庄地区
	24日(月)~25日(火)	比延地区
	26日(水)~28日(金)	日野地区
3月	2日(日)	平日に来られない方
	3日(月)~5日(水)	津万地区
	6日(木)~7日(金)、10日(月)	重春地区
	11日(火)	野村地区
	12日(水)~13日(木)	芳田地区
	14日(金)、17日(月)	前日までに来られなかった方

※申告会場は例年大変混み合い、待ち時間が長くなります(特に申告期間前半および開始時間帯)。ご了承ください。

年金受給者の申告フロー



務署で受け付けます。確定申告書は、国税庁ホームページで作成し、印刷して持参または郵送するか、eTaxをご利用ください。
公的年金受給者の皆さんへ
所得税の確定申告が不要になる場合があります。左のフローチャートでご確認ください。
確定申告が不要でも住民税の申告が必要になる場合があります。

税理士による無料申告相談
税理士による無料申告相談が次の日程で実施されます。
◆対象 個人事業者
◆問合せ 西脇税務署 (078-22-3359)
○黒田庄地区
◆とき 2月18日(火) 午前9時30分~正午、午後1時~4時
◆ところ 西脇市コミュニティセンター黒田庄地区会館
○黒田庄地区以外
◆とき 2月25日(火)、2月26日(水) 午前9時30分~正午、午後1時~4時
◆ところ 生涯学習まちづくりセンター3階

よくある質問にお答えします

確定申告期間には、市民の皆さんから税に関する質問が多く寄せられます。ここでは、主なものを紹介します。

Q 市県民税の改正点を教えてください。

A 今年の主な改正点は次のとおりです。
①均等割額の引き上げ
東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災事業を推進するため、平成26年度から35年度までの10年間、市県民税の均等割に500円ずつ加算されます。
(市民税の均等割)
3,000円↓3,500円
(県民税の均等割)
1,800円↓2,300円
※県民税均等割のうち800円は県民緑税です。

②給与所得控除額

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額が定額の245万円となります。(市県民税は平成26年度)。所得税は平成25年分)

③寡婦(寡夫)控除

平成26年度以降は年金保険者に「扶養控除申告書」で「寡婦(寡夫)控除」を申告した場合は、寡婦(寡夫)控除の申告が不要となりました。お手元に届く源泉徴収票の控除欄をご確認ください。

④寄附金税額控除

「ふるさと納税」をした場合、寄附金額のうち2,000円を超える額は、所得税の寄附金控除と市県民税の寄附金税額控除により控除できます(限度額あり)。平成25年分の所得から復興特別所得税(2・1%)が課税されており、住民税は平成26年度以降の寄附金税額控除額から、復興特別所得税相当額を減額します。

Q 配偶者控除の要件を教えてください。

A 生計が同じ配偶者の年間合計所得が38万円以下であれば適用できます。また、配偶者が70歳以上の場合は一

定額が加算されます。なお、配偶者の所得が38万円超76万円以下の場合には配偶者特別控除が適用できます。

Q 収入は年金だけです。申告の必要はありますか？

A 年金収入が400万円以下の場合には確定申告の必要はありませんが、所得税が源泉徴収されている場合は、申告することで還付を受けられることがあります。また、遺族年金や障害者年金を受給されている方は、市県民税の申告が必要となる場合があります。

Q 母が要介護認定を受けていますが障害者控除の対象になりますか？

A 要介護認定を受けている方で「障害者」、「特別障害者」に準ずる方は、障害者控除の対象になります。長寿福祉課へ申請されると要介護認定の審査判定資料を確認し、基準により「障害者控除対象者認定書」を交付します。確定申告の際に添付してください。なお、すでに身体障害者手帳などで控除を受けている方、本人または扶養者が非課税で申告をする必要のない方は、申請の必要はありません。

Q おむつ代は医療費控除の対象となりますか？

A 寝たきり状態で、おむつの使用が必要な方は、「おむつ代の領収書」と医師が発行する「おむつ使用証明書」があれば、医療費控除を受けることができます。また、一定の要件を満たせば、市が無料で発行する確認書を添付することで医療費控除を受けることができます。確認書の発行

Q 介護サービスの利用料は医療費控除の対象になりますか？

A 要介護認定を受けた方が1年間に利用した介護保険サービスの費用で、左表のものには医療費控除を受けることができます。確定申告時に領収書を添付してください。

サービスの種類	対象サービス	対象額	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護サービス費の自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額の合計の2分の1	
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	介護サービス費の自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額	
医療系居宅サービス	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	介護サービス費の自己負担額と食費、滞在にかかる自己負担額	
	福祉系居宅サービス	訪問介護(生活援助を除く) 夜間対応型訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護	介護サービス費の自己負担額 ※ただし、上記の医療系居宅サービスと併せて利用する月のみが対象となります。

※上記以外の場合でも介護福祉士等による喀痰吸引等の対価(居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額)は、医療費控除の対象となります。
※高額介護サービス費の支給がある場合は、支払った金額から支給された金額を差し引いて申告することになります。